

国際機関邦人リレーエッセイ

第8回：国際刑事裁判所客員専門家 香西克俊さん

1 国際刑事裁判所(ICC)について

ICCは、のどかなハーグの街でも、とりわけ静かな街の北部にある国際機関です。

ICCは、ジェノサイド、人道に対する罪等の国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪を犯した者を裁く世界初の常設の国際司法機関です。「裁判所」という名前ですが、その内部は、司法作用を担当する裁判部のほか、犯罪の捜査・訴追等を担当する検察局、事務を扱う書記局等の複数の機関に分かれています。



私は、日本では検察官として勤務していましたが、2017年10月から約1年間、客員専門家(VP)プログラムを利用し、ICCの裁判部で、VPとして勤務しました。

VPプログラムとは、学術、実務の面である程度の経験を有する専門家が、客員の職員(正確には職員ではありませんが)として働くという制度です。同制度を利用し、世界各国から、大学教授、裁判官、弁護士、検察官等がハーグに来て、通常、数か月間、ICCの各機関で、正規職員とともに勤務しています。VPは、その年齢層も、30代前半から50代後半までと非常に幅広いです。

VPプログラムの類似の制度として、インターンシッププログラムもあり、こちらは、ロースクール生、若手の弁護士など、VPよりも年齢層が若い人向けのプログラムです。

2 裁判部について

裁判部は、予審部、第一審部、上訴部の3つに分かれており、どの部も、締約国の選挙で選ばれる裁判官のほか、ICCが採用する裁判部付法務官等の職員で構成されています。裁判部付法務官の人数は、裁判部全体で約40名であり、ICC全体に約900名の正規職員がいることを考えれば、裁判部は、その役割の大きさの割には、小所帯といえます。裁判部では、VPやインターンは、法務官の下に配属され、裁判官や法務官の指示を受け、その業務を補佐する仕事を行います。

裁判部付法務官の業務内容は、判決・決定の起案、法令・文献調査等で裁判官を補佐するというものです。日本で起案といえば、裁判官が直接行うものという認識ですが、こちらでは起案の量・頻度が膨大であるためか、起案等において、法務官の果たす役割が非常に大きいように思われます。私見で恐縮ですが、法務官の業務内容については、米国のロークラークや、日本の最高裁調査官をイメージされると良いのではないかと思います。

裁判部付法務官は、原則、法曹資格者から構成されており、その経歴は、自国で裁判官、検察官、弁護士として働いていた者、大学等の研究者、国際機関・NGO で勤務していた者など様々です。

ICC が扱う事態(事件)は、日本の一般刑事事件に比べれば規模が大きく、一つの事態(事件)で、多数の争点が提起されます。しかし、ICC の刑法・刑事訴訟法に当たるローマ規程には国内法ほどには詳細な規定が置かれておらず、また、歴史の浅い ICC には十分な判例の集積もありません。したがって、多くの実体法、手続法上の論点が、裁判部の解釈に委ねられており、非常に基本的に見える論点であっても、裁判官と法務官は、日々、起草の経緯や趣旨に遡るなどして、国際的な常識に合致する新たなルールを作っているという状況にあります。

そもそも、刑事司法は、国の歴史や文化に密接して発展する分野で、国ごとに、その国の歴史等に結びついたルールが精密に形成されているのが通常ですから、日本の国内刑事司法の実務で、そもそものルール作りに出会うことはそれほど多くありません。しかし、ICC では、事態(事件)の度に、様々な法学のバックグラウンドを有する専門家が議論し、多数が納得するルールを作っていくという、日本の実務ではなかなか出会うことのできない経験をすることができます。

3 日本人の裁判部での勤務について

現在、ICC の検察局や事務局には法務官を含む複数の日本人が勤務していますが、2018年9月時点で、裁判部には、日本人法務官は一人もいません。これは、裁判部の正規職員のポストがなかなか空かないことに加え、国内刑事司法の実務家にとって、ICC が、縁遠い世界として捉えられているからかもしれません。

しかし、ICC の中に入って見ますと、刑事裁判である以上、証拠に基づいて事実を認定し、それに法的な評価を与えるという点において、国内刑事司法の世界と、国際刑事司法の世界に、それほど大きな違いはなく、ICC の法務官として求められる素養も、日本の法曹に求められる素養とあまり違いはないように思えます。

また、ICC では、3代続けて日本人が裁判官として選出されており、現在は、尾崎判事と赤根判事が裁判部において、バックグラウンドの異なる裁判官や法務官らから大きな尊敬を得て、第一線で活躍されておられます。

ICC の犯人を起訴して裁判を行う過程には、国内刑事司法の世界では存在しない困難が多々ありますが、今日、従来型の国内刑事司法の枠組みではもはや扱うことのできない事態が数多くあることを考えれば、ICC の存在意義は、決して小さいものではないと思われま

興味のある方は、VP やインターンであっても、是非、ICC に応募されて国際刑事司法の実務のダイナミズムを味わってはいかがでしょうか。

※本稿に含まれる見解はすべて筆者によるものであり、国際刑事裁判所の見解を反映するものではありません。